

# 動物殺処分を公表しないことに反対する意見書

2019年8月30日

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館

環 境 省

大 臣 原 田 義 昭 様

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館515号室

犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟会長

参議院議員 尾 辻 秀 久 様

(TEL:03-6550-0515、FAX:03-3595-1127)

大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

THEペット法塾代表 弁護士植田勝博

TEL06-6362-8177、FAX06-6362-8178

## 意見の趣旨

環境省、行政の、「譲渡判定」による「譲渡不適切犬猫」「負傷動物」の殺処分を公表しない（「殺処分数」にカウントしない）措置に反対します。

国民に殺処分事実を隠蔽して誤った事実を公表をして国民を欺く行為に反対します。

## 意見の理由

1 本意見書は朝日新聞（2019/5/28、太田匡彦記者）の記事の事実と兵庫県動物愛護センターの譲渡判定の殺処分の実態を踏まえて意見を述べる。

同記事によると、環境省は、殺処分数を各自治体に調査、統計データを公表しているが、2015年度分の調査から、「譲渡することが適切ではない（譲渡不適切）」と判断したものと、収容中に「傷病死」したものを、殺処分数に含ませないとして集計するよう自治体に求めてきた（朝日新聞）。

しかし、犬猫の殺処分をしながら、この事実を「殺処分数」にカウントしないで公表をすることは、事実を隠蔽して誤った事実を発表して国民を欺く行為である。

2 環境省の要請と前後して、自治体側が「譲渡不適切」や「傷病死」を除いて、殺処分数を発表する事例が出てきている。

2013 年改正動物愛護法で都道府県などの自治体は「殺処分をなくすことを目指す」という条文が盛り込まれた。多くの自治体が「殺処分ゼロ」を目指している。

東京都の場合、2019 年 4 月に、2018 年度に「犬猫殺処分ゼロ」を達成したと発表した。しかし、譲渡するのが不適切であると分類した犬猫 146 匹を殺処分している。収容中にケガや病気で死んだ犬猫は 211 匹いた。小池百合子都知事が「犬猫の殺処分ゼロ」の目標を立てたことを理由に、東京都では 2016 年度に発表した 15 年度分からこのような分類・集計方法を採用したとし、その理由は、東京都環境保健衛生課によれば、「すべての殺処分をゼロにすることは不可能」だとして変更したとのことであるが、事実を隠蔽して国民、都民に誤解を与え欺く行為であり許されるものではない。

神奈川県では、環境省に報告する殺処分数から傷病死した犬猫の数を除外して、18 年度まで犬は 6 年連続、猫は 5 年連続で「殺処分ゼロ」を達成したと発表している。

高知市では殺処分した 262 匹すべて（100 %）の犬猫を「譲渡不適切」と判断して殺処分をした（朝日新聞）。

「譲渡不適切」で殺処分すれば公表をせずに「殺処分ゼロ」とすることは、動愛法の動物の命と人と動物の共生からの基本的情報であり、国民の憲法の民主主義の原点の知る権利を踏みにじる行為である。これを公表をしないとする環境省の考え、行政の非公表は、戦前を連想させ時代錯誤的である。

3 譲渡判定の「譲渡不適切犬猫」の殺処分は、社会へ譲渡募集をする前に行政の違法な殺処分をヤミでしてこれを隠蔽するものである。

兵庫県の例を紹介する。

(1) 「判定落ち」膨大な即日殺処分

兵庫県では、1 次判定で生育環境や人への恐怖心、健康状態などをチェック。2 次判定では「子犬から少し離れてしゃがみ、軽く手を鳴らして子犬の注意をひく」時の反応など 5 項目で性格を判断するなどしたうえで、総合的な判定を下す。成犬は 3 次判定まで行う（朝日新聞）。判定は、成犬、成猫、幼犬、幼猫に分かれ、外部に公表をされることはなく、高齢犬、大型犬、幼猫犬猫は、それだけの理由で判定落ちをして

基本的に殺処分されていると言われる。

兵庫県では、動物愛護センター本所、4支所の即日殺処分は平成28年当時、7ヶ月間の犬猫引取数約2000頭の内、約6割1200頭を引取当日に殺処分をしている（第1次住民訴訟）。

引取即日に、人間社会で一般的に生活してきた犬猫で、個性のある動物について、即日判定で不合格（「判定落ち」）と判定ができるとは常識的に考えられない。

また、これ程多数いるとは考えらず、一般家庭で十分飼養可能な犬猫を、即日殺処分をしている。これは、およそ負傷動物と言えない犬猫の殺処分処分理由（公文書取寄）を見ると、その実体が明らかである（第1次住民訴訟）。

外部に一切公表をせず、ヤミの中でされる即時殺処分について、譲渡判定「譲渡不適切犬猫」は、これらの殺処분을隠蔽するために使われていると言うべきである。。

飼主と離れた迷子、遺棄した犯罪被害動物、行政へ持込で引取をした動物は、一般家庭へ譲渡可能な犬猫が多数で、センターが引取当日に殺処分をしていることは、遺失物法、動愛法など日本の国法に違反した犯罪行為というべき殺処分である。これを隠蔽するために譲渡判定「譲渡不適切犬猫」が使われている。

## (2) 判定落ち（殺処分決定）の犬猫の一般家庭での生活

兵庫県センターでは、即日殺処分された犬猫以外の、残された犬猫たちもその殆どは譲渡判定で殺処分決定がされ殺処分をしている。譲渡募集は殆どない。

法律は、殺処分ゼロを目指して、動物の命と所有者の権利の保護の法律を前提に、行政には、遺失物法、動愛法の所有者探し、譲渡募集、遺棄犯罪者の摘発をするとの法律上の責任がある。

兵庫県の、「迷子公示」ネット欄で公表され、譲渡判定の「譲渡不適切犬猫」として「殺処分決定」された下記犬が一般家庭に引き取られた。これら3頭の犬は一般家庭で十分飼養ができる犬である（資料写真）。なぜ、このような人間と仲良く生きれる犬が「譲渡不適切犬猫」として譲渡募集もされずヤミで殺処分されねばならないか。

驚くべき異常、違法の殺処分がされていることが明らかとなった。

- a 1 頭目、茶色中型 mix 雄犬「ワンダー」は、センター本所が3次の譲渡判定で「譲渡不適切の判定」で殺処分決定をした（但し、2017年8月24日にセンター本所犬伏課長は「ワンダーは失格」と言い、後述ビーグル系雑種は「譲渡します」と話した。ワンダーの後の公文書取寄では合格していたが、犬伏課長は判定落ち、殺処分と言っ

た。結果は判定表以外の判定落ち判断（恣意的）である。）。2017年9月1日に植田嘉巳が殺処分予定のワンダーの引き取りをした。

ワンダーは言葉がよく分かる頭の良い犬で、家族とも、他の引取犬とも仲良く生活をしている。一般家庭で十分仲良く飼養できる普通の犬である。これを譲渡判定で殺処分をするとして、譲渡募集もせずに殺処分決定をした行為は誤りで犯罪である。

ワンダーと同時にセンター本所にいたビーグル系雑種は、センター本所犬伏課長が「譲渡する」と説明をしたので植田は引き取りをしなかった。ところが、「譲渡する」との話のビーグル系雑種は2017年9月8日にガス室で殺処分されていた。この事実は、その5ヶ月後の公文書取寄で初めてわかった。センターが法律に従って譲渡募集をしていれば絶対に殺されなかった。他の人が引き取りをするか、少なくとも植田嘉巳が引き取りをした。一般家庭で十分飼養可能な犬を、不法に判定落ち（「譲渡不適切犬」）としてヤミの中で恣意による殺処分がされた。

ビーグル系雑種を、動愛法35条、44条等に違反して譲渡募集せずに、判定落ち「譲渡不適切犬」としてヤミの中でした殺害は犯罪である（第2次住民訴訟）。

- b 2 頭目、黒色大型雄犬（プロットハウンド）「たっぴー（龍飛）」は、センター龍野支所が譲渡判定で「譲渡不適切の判定」で殺処分決定をした。2018年7月10日に植田嘉巳が引き取りをした。「たっぴー」は、家族とも、他の引取犬とも仲良く生活をし、社会の他の人や犬とも仲良く生活をしている。一般家庭で十分飼養できる犬である。

これを譲渡判定で殺処分をするとのセンターの譲渡判定は誤っており、譲渡募集をせず殺処分決定をすることは犯罪というべきである。

- c 3 頭目、黒茶中型雑種雌犬「三咲（ミサキ）」は、センター三木支所が譲渡判定で「譲渡不適切の判定」で殺処分決定をした。2019年4月10日に植田嘉巳が引き取りをした。「三咲」は温和しい雌犬で、家族とも、他の引取犬とも仲良く生活をし、社会の他の人や犬とも仲良く生活をしている。

ビーグル系雑種を含めて上記4頭の、センターの譲渡判定落ちを理由にヤミで殺処分をするとの行為は動愛法1, 2, 3, 35, 44条に違反して犯罪というべきである。

- (3) 兵庫県センターの①動物情報を一切出さない、②譲渡募集をしない違法。

センターで行われた譲渡判定落ちをし、譲渡募集されなかったにも拘わらず、迷子公示から引取交渉が成立した収容犬猫がある。上記a、b、cの犬がそれである。

兵庫県センターから動物を引取るためには、兵庫県では行政との間でしつこく交渉し

なければ出すことも出来ず、生き延びる道はない。その場合もセンターは、新飼主に判定の存在は伝えられない。問題のある行動と判定された項目も全く知らされない。

センターでの膨大な項目に及ぶ性格判定結果は次の飼主と暮らす上で役立てるべきものであるが、全く行われず、情報は出さない。説明しない。「譲渡判定」とは殺す口実に使われているのみである。

上記 a、b、c の犬は外部の獣医師の診断では全く健康である。

同センターの①動物情報を一切出さない、②譲渡募集をしない行為は、次の事実と実体がある。これは、動愛法の動物を生かす義務、譲渡募集義務に違反する違法である。

- ① 西宮市在住の榊原弁護士が 2018 年 10 月に同センター三木支所の「迷子公示」のミニチュアダックス犬の譲渡希望の連絡をしたところ、センターは、ホームページの譲渡募集公示を見るようにと説明をした。同弁護士がミニチュアダックス犬が譲渡募集されることを待っていたところ、三木支所は譲渡判定で「譲渡不適切犬」として殺処分をしていた。センターでは、譲渡募集をする前に判定で殺処分し、譲渡募集する犬は殆どない。動物の一つの命を生かそうとすれば、せめて同弁護士に、その犬の譲渡方法の説明がなされて然るべきである。
- ② 譲渡判定の一次で、他の項目は合格しても、「8 歳以上」のみで不合格として殺処分をしている（資料）。同様に幼齢だけで不合格として殺処分をしている。
- ③ 上記のとおり「即日殺処分」は勿論、迷子公示をされた犬猫も、譲渡募集など社会に情報が出されることが無くヤミの中で殺処分をしており、「譲渡判定」とは、動愛法に違反する違法、不法の殺処分をすることを隠蔽するために使われている。
- ④ センターは、「広く譲渡募集をして動物の命を守る」べき義務があり、そのために、譲渡希望者にセンターが引き取りをしている犬猫の情報を、譲渡希望者あるいは譲渡の質問をしてくる多くの人達に提供をして、一匹でも多く譲渡をする法律上の義務がある。動愛法 35 条等から自明の法律上の義務である。

ところが、同センターは、譲渡できる動物の情報は一切教えない。譲渡希望者あるいは譲渡の質問をした多くの人達に、譲渡のための説明、譲渡のための情報提供をしない。譲渡募集をしない。収容犬猫の情報を発信提供をせず、問い合わせても基本は答えない。逆に、センターは、「センターには現在犬、又は猫はいません」と回答をしている。入口で多くの希望や譲渡を拒否している。知らせず、隠蔽している。

そして、ヤミの中で殺処分をしている。

センターは、その違法な殺処分を、「譲渡判定」「譲渡不適切犬猫」との説明をして、その弁明、騙しに使っている。

#### 4 「譲渡不適切犬猫」「負傷犬猫」の殺処分を公表しないとの環境省の違法

(1) 兵庫県のように、譲渡判定は、上記譲渡不適切犬が一般家庭で飼えるように、夥しい一般家庭で飼える犬猫を恣意的にヤミで殺処分するために使われている。

「譲渡不適切犬猫」を殺処分数に入れずに公表をしないとすれば、社会の常識となっている動物が命あるものであること、人と動物が共生する社会と逆行し、兵庫県の殆どの犬猫が殺処分される中、完全にヤミに葬り去られる。

東京都の殺処分ゼロが虚偽であることが明らかとなった。兵庫県が「譲渡不適切犬猫」を殺処分数にいれず、殺処分ゼロとしたら、高知県の全部の殺処分犬が「譲渡不適切犬猫」として殺処分ゼロとしたら、日本の動物殺処分は全てヤミに隠蔽される。

(2) 譲渡募集をする以前に判定で「譲渡不適切犬猫」を理由に殺処分が許容されれば、膨大な犬猫の殺処分はヤミに葬られて、譲渡募集前の無法の殺処分を許容する。

兵庫県の譲渡判定は、「即日殺処分」は勿論、迷子公示をされた犬猫も、譲渡募集など社会に情報が出されることが無くヤミの中で殺処分をしている。一般家庭で飼える犬猫、生かされるべき動物の情報公示をせず、法律の譲渡募集義務の規定に違反して殆ど譲渡募集をせず、基本的にはヤミで殺害をしている。

その弁明と県民と国民を欺むく説明が「譲渡判定」である。

「譲渡判定」とは、動愛法に違反する違法、不法の殺処分をすることを隠蔽するために使われているが、動物を家族とする所有者の権利、動物の命を踏みにじる違法、無法である。

(3) 環境省は、「環境省として譲渡不適切な犬猫の定義や判断基準を作る予定はない。

自治体の裁量で判断すべきものだと考えている」（同省動物愛護管理室）とするが、自から国民に事実を隠蔽して欺むく行為を指導ないしリードしながら、自治体の裁量とすることは卑劣な詭弁ないし不当な責任逃れである。

環境省の基本的指針で自治体は動いており、国民を欺き隠蔽をするのは環境省である。

(4) 環境省、行政の基本的義務

遺失物法及び動愛法 35 条 4 項等からも、行政は、社会に、基本的に全ての動物情報を出すことが法律上の義務である。

法律（遺失物法、動愛法 35 条）の定める、所有者探しと譲渡募集は、犬猫の情報を

まず出すことが基本的義務である。出さなければ、所有者の迷子犬猫探しもできず、譲渡希望もできない。広く譲渡募集する義務に違反する。

- (5) 環境省、行政は、動物の命と人と動物の共生する社会の実現のために啓発義務がある（動物愛護法 3 条）。日本には「浦島太郎」「花咲かじじい」等の人と動物の共生を教える昔話が多数あり、1700 年ころには世界最古の動物福祉法というべき「生類憐れみの令」を有し、動物の命と共生をする文化がある。

環境省、行政の、殺処分判定犬猫を殺処分数から除き、殺処分を隠す公表は、所有者と動物の権利を侵害し、事実と反し虚偽で国民を欺むくものである。殺処分されるならば命を救おうとする人達や動物の命を守ろうとする多くの国民があり、法律は、迷子犬猫を所有者に戻し、引取動物は譲渡募集して動物の命を守ろうと規定する。

環境省は法律に違反して、法律の譲渡募集義務の手前で、生きるべき命を「譲渡判定」を理由にヤミの中で殺害することを指示をするものである。これは、法律を踏みにじり悪質な違反である。この国民に事実を隠蔽し嘘の公表をすることは日本文化を踏みにじり、国民を欺むく時代錯誤である。国民の民主主義の基本の知る権利を奪い、憲法に違反する秘密、隠蔽の行政を行うものである。現代の民主主義国家に値しない、動物愛護、動物福祉のレベルにも足りない。文化も品性もない行政である。

「その国の文化は、その国、社会がどのように動物を扱っているかを見れば分かる」との有名な言葉がある。日本の上記の動物行政の、殺処分の隠蔽と国民を欺むく行政は、詐欺と品のなさを露わにするもので、およそまともな文化国家、民主主義国家のみに値しない。恥ずべき国、行政である。

環境省、行政は、「譲渡不適切犬猫」「負傷動物」の殺処分事実を公表すべきである。これを公表せず、国民に殺処分事実を隠蔽して誤った事実を発表をして国民を欺く行為に強く反対する。

## 添付資料

- 1 兵庫県動物愛護センターの判定で殺処分決定後、一般家庭に引き取られた犬の写真
- 2 同センター「譲渡候補動物判定表」（成犬 1 次）「8 歳以上」のみで判定落ち殺処分